

兵庫県公報

令和5年10月31日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市政策課）	1

公布された法令のあらまし

◎屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（規則第37号）

屋外広告業の登録に係る申請手続等の負担軽減等を図るため、屋外広告業登録申請書の添付書類を簡素化するとともに屋外広告業登録申請等に係る様式の見直しを行うこととした。

規 則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第37号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成4年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号イ及び同項第2号中「並びに」を「及び」に改め、「住民票の抄本（その役員が県外に住所を有する場合に限る。）又はこれに代わる書面及び」を削り、同項第3号中「及び略歴書」を削り、同条第3項第3号を削る。

第25条の2中「様式第15号の3」を「様式第15号の2」に改める。

第25条の3第1項中「様式第15号の4」を「様式第15号の3」に改める。

第25条の5中「様式第15号の5」を「様式第15号の4」に改める。

第25条の6第2項中「様式第15号の6」を「様式第15号の5」に改め、同条第3項中「様式第15号の7」を「様式第15号の6」に改める。

第25条の7第2項中「様式第15号の8」を「様式第15号の7」に改める。

様式第13号（表面）の部中

「

	氏 名	役 名
申請者が法人である場合にあっては、その役員		
申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	電話（ ） — 電子メール
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	

	法定代理人が法人である場合にあっては、その役員	氏 名	役 名
登 録 の 種 類		新規	更新
更新にあっては、現に受けている登録の登録年月日及び登録番号		年 月 日	
		第 号	
他の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の登録状況		都 道 府 県 名 又 は 市 名	登 録 番 号

備考 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。

を
「

登 録 の 種 類	新規	(更新の場合) 現に受けている登録の登録年月日及び登録番号	年 月 日
	更新		第 号
兵庫県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地並びに業務主任者の氏名	営業所の名称	営業所の所在地	業務主任者の氏名
		〒 電話 () —	
		〒 電話 () —	
		〒 電話 () —	
申請者が法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の役職名及び氏名	役 職 名	氏 名	

に改め、同様式（裏面）の部を次のように改める。

(裏面)

申請者が未成年である場合の法定代理人の氏名、住所等	氏名（法人にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名）		
	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	〒 電話（ ） —	
	法定代理人が法人である場合の役員の役職名及び氏名	役 職 名	氏 名
他の地方公共団体における登録	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号

備考 1 所定の欄に記入してください。

2 「登録の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

様式第15号中「申請者（本人・法定代理人・法定代理人の役員・法人の役員）の」を削り、
「

職 歴	期 間	職 務 内 容	勤 務 先
	年 月～年 月		

を

区 分	1 申請者（個人）本人	
	2 申請者（個人）の法定代理人（法定代理人が法人の場合はその役員）	
	3 申請者（法人）の役員	
職	期 間	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容
	年 月～年 月	
歴		

に改め、同様式備考2を次のように改める。

2 「区分」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

様式第15号備考3に後段として次のように加える。

該当がない場合は「なし」と記入してください。

様式第15号の2を削り、様式第15号の3を様式第15号の2とする。

様式第15号の4中

変 更 の 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		
変 更 事 項	変更前	
	変更後	
登 録 番 号	第 号	
登 録 年 月 日	年 月 日	

を

「

登 録 番 号	第 号		
登 録 年 月 日	年 月 日		
変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

」

に改め、同様式を様式第15号の3とし、様式第15号の5から様式第15号の8までを1様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。